

湯河原町告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託した。

令和 8 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

1 徴収の事務を委託する使用料

湯河原町防災コミュニティセンターの使用料

2 委託先

神奈川県平塚市真田四丁目 39 番 38 号

東海体育指導株式会社 代表取締役 西久保 好生

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで